

2007年6月20日

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8  
新宿地方合同庁舎  
電話 03-5331-1752  
0570-090-110  
FAX 03-5331-1761  
総務省 東京行政評価事務所  
行政相談課 柳田様

〒 東京都足立区  
半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

### 国土交通省中部運輸局の職務怠慢に係る調査のお願い

冠省 過日、名古屋鉄道(名鉄)神宮前駅構内で受けた脅迫・暴行、及び同駅駅員による犯人隠避という犯罪被害の問題に関連して、柳田様から御紹介いただいた国土交通省中部運輸局が、途中で一方的に対応を打ち切るという問題が発生しておりますので、調査をお願いしたく御連絡さしあげます。

私は、本年2月1日付けと4月10日付けの2回にわたり、名古屋鉄道株式会社と当事者である神宮前駅駅員への処分(処罰)を求める要請書を、中部運輸局に送りました(添付資料 及び)。これに対して中部運輸局では、鉄道部監理課課長補佐の加藤新太郎様が、私との窓口役として対応に当たっていました(本年2月8日現在)。そして、中部運輸局からは、3月30日付けと4月20日付けで回答書が届きました(添付資料 及び)。

ところが、その内容はいずれも「名鉄に対し、車内・ホーム等において、放送施設等を活用して、禁煙を含めた利用者マナーの向上に向けた啓発を行い、申し出の事象が発生しないよう改めて指導させていただきましたのでご理解をお願いしたいと存じます」というものでした。

この回答で問題なのは、鉄道事業者を指導・監督する立場にある中部運輸局自らが、鉄道施設内の秩序と治安の保持に係る、鉄道事業者及びその従業員の不作為の責任問題を、迷惑行為に係る鉄道利用者へのマナーの呼びかけの問題にすりかえている点です。

名鉄に限らない多くの鉄道事業者は、鉄道施設内での喫煙その他の迷惑行為や、それに起因する暴力行為が社会的に問題となるたびに「利用者にマナー向上への協力の呼びかけを強化することで問題解決に努めたい」という意味の再発防止策を、昔から判で捺したように繰り返しています。しかし、鉄道事業者が「マナー向上の呼びかけ」を幾ら強化しても、それへの協力を拒絶し迷惑行為を繰り返す不心得者は、現実に後を絶ちません。つまり「マナー向上を呼びかけるだけ(で他に何もしないの)では、幾らそれを強化しても迷惑行為を抑止する実効力とはならない」ことは、今日に至るまでの歴史的実事が証明しているわけです。

仮に「迷惑行為に起因する暴力事件の再発防止は『マナー向上の呼びかけ』によって可能」だとした場合、多くの鉄道事業者が過去長年にわたり「マナー向上の呼びかけ」を強化し続けているにもかかわらず、迷惑行為やそれに起因する暴力事件がいつまで経ってもなくならない現実との間に生じる矛盾を一体どう考えればよいのか? という疑問が生じます。また、もしもそれが「マナー向上の呼びかけ」に係る鉄道事業者のこれまでの努力が足りないせいだとしたら、一体どのくらいまで「マナー向上の呼びかけ」を強化すれば迷惑行為に起因する暴力事件を根絶できると証明できるのか? という疑問も生じます。

鉄道事業者のこのような対応方は、実効性がないことが事実によって明らかにされてい

る対策しか約束しない、すなわち再発防止を事実上拒絶することによって、あらゆる犯罪被害者に共通する「自分と同じ理不尽な被害に遭う人を二度と出さないでほしい」という当然の被害者感情を踏みにじることで、モラルハラスメント（人道的暴力）による精神的苦痛を、被害者へ以後一生にわたり強要し続けることになる点で、重大な問題があります。つまり、鉄道という公共施設の治安保持に係る鉄道事業者の無責任さが、暴力事件の被害者に精神的苦痛という二次被害を強要する、すなわち鉄道事業者が加害者になってしまうところに、最大の問題があるわけです。

にもかかわらず、中部運輸局は、今回の事件について「利用者マナーの向上に向けた啓発を行い、申し出の事象が発生しないよう改めて指導させていただきましたのでご理解をお願いしたい」と、名鉄やその社員を擁護する立場を明らかにしたわけですが、これは、中部運輸局が、名鉄の側に立つことによって、名鉄と共に犯罪被害の受忍すなわち泣き寝入りを、私に強要したものです。これは、鉄道事業者に対する監督機関としての自らの責務を放棄することを一方的に正当化したという点において、極めて不当なものです。

同時にこのことは、中部運輸局が、当事者である神宮前駅員や、鉄道という公共施設の管理者である名鉄などへの処分（処罰）を行わない意思を示したことをも意味しています。

私は、上に記した疑問への説明を求める再問い合わせ状を、5月7日付けで中部運輸局に送りました（添付資料）。ところが中部運輸局は、私が回答期限に指定した今月10日を過ぎても、回答書を送ってきません。

中部運輸局のこのような姿勢については、名鉄と同様、自らにとって都合の悪い（反論できない）ことに対しては無視（説明責任を放棄）して開き直っているとしか、他に理解のしようがありません。同時に、中部運輸局のこのような不誠実な対応方については、公共の福祉＝国民に奉仕することを責務とする国家公務員としてあるまじき、職務怠慢であると断ぜざるを得ません。

以上の理由から、私は、以下の2点を柳田様に要請いたします。

- 1．中部運輸局に対して、5月7日付けの私からの再問い合わせ状に回答するよう、期限を切って促すこと。
- 2．中部運輸局の担当者が、それでも一定の期限までに回答しなかった場合は、当該職について国家公務員としての適格を審査するよう、国の人事部門に申し立てる手続を取ること。

なお、柳田様が必要と判断されましたら、本件事案については名古屋市ないし愛知県を所管する行政評価事務所へ移送くださっても結構です。その場合には、移送先の行政評価事務所の連絡先と担当者様のお名前を、お知らせいただければ幸いです。

#### 添付資料

- 2007年2月1日付け 中部運輸局あて「名古屋鉄道株式会社に対する、鉄道施設内の治安保持対策に係る調査及び行政処分を求める要請書」（全3頁、両面印刷）
- 2007年3月30日付け 中部運輸局鉄道部監理課長名での回答書（全1頁）
- 2007年4月10日付け 中部運輸局あて問い合わせ状（全1頁）
- 2007年4月20日付け 中部運輸局鉄道部監理課長名での回答書（全1頁）
- 2007年5月7日付け 中部運輸局あて再問い合わせ状（全3頁、両面印刷）

以上

記事 クロネコメール便による配達記録

荷物番号 9603 - 9475 - 0781

2007年6月22日 百人町2丁目メール便センターにて配達完了